

南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合

調査実施年月日 令和元年9月5日
所在地 北海道広尾郡大樹町幸町3番地3
代表者氏名 坂井正喜
設立年月日 平成19年4月1日
組織形態 有限責任事業組合
業務方法 出役調整、利用料金の徴収等のすべてを、自ら実施している。

1 概史

南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合の歴史は、平成3年に85戸の酪農家によって設立された大樹町酪農ヘルパー利用組合から始まる。翌年に旧虫類村（現幕別町）の40戸の酪農家が加入して南十勝酪農ヘルパー組合に名称変更している。さらに同年に広尾町の57戸の酪農家も加入して3町村の広域組合となった。

平成17年の有限責任事業組合（LLP）法制定を機に、十勝管内酪農ヘルパー組合連絡協議会が有限責任事業組合化を推奨したことを受けて、平成19年に南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合に移行した。

2 組織概要

平成30年で加入農家数は大樹町80戸、広尾町68戸、幕別町忠類地区49戸の合計197戸であり、酪農ヘルパー職員は20人となっている。男女の内訳は、男性16人、女性4人となっている。このほかに、専任ヘルパーでは出役調整がつかない場合のサブヘルパーが13人登録されている。

酪農ヘルパーの稼働日数は、4,557日で、1戸当たり23日の利用日数となっている。うち傷病関係での利用は、860.5日となっている。

3 加入戸数と利用日数の推移

加入戸数と酪農ヘルパー稼働日数は、図2に示されている。

加入戸数は、平成22年までは増減はあるもののほぼ横ばい状態で250戸を超える加入戸数となっていたが、平成23年以降は急速に減少し、平成30年に200戸を割り197戸となっている。

稼働日数は、平成19年まで増加しているが、それ以降は加入戸数の減少とともにゆるやかな減少傾向が続いており、とくに平成23年からの急速な戸数減少によって稼働日数も大きく減少している。しかしながら、平成26年を境に、戸数減少が減少するなかで稼働日数は急速に増加している。

そこで、加入農家1戸当たりの酪農ヘルパー稼働日数をみると（図3）、多少の増減はあるものの一貫して増加していることがわかる。とりわけ平成27年以降の増加度合いは大きいものとなっている。

酪農ヘルパーの利用状況のうち傷病利用についてみると、表1のようになっている。平成26年では1件当たり7日程度の利用であったが、その後11～16日の水準で推移しており、1件当たりの利用日数が長くなっていることがわかる。ヘルパーの稼働日数に対する割合は、平成26年では10%を切っていたが、その後は17～25%の割合を占めるようになっており、ヘルパー利用のなかで傷病利用がもつウエイトが高まってきているといえる。

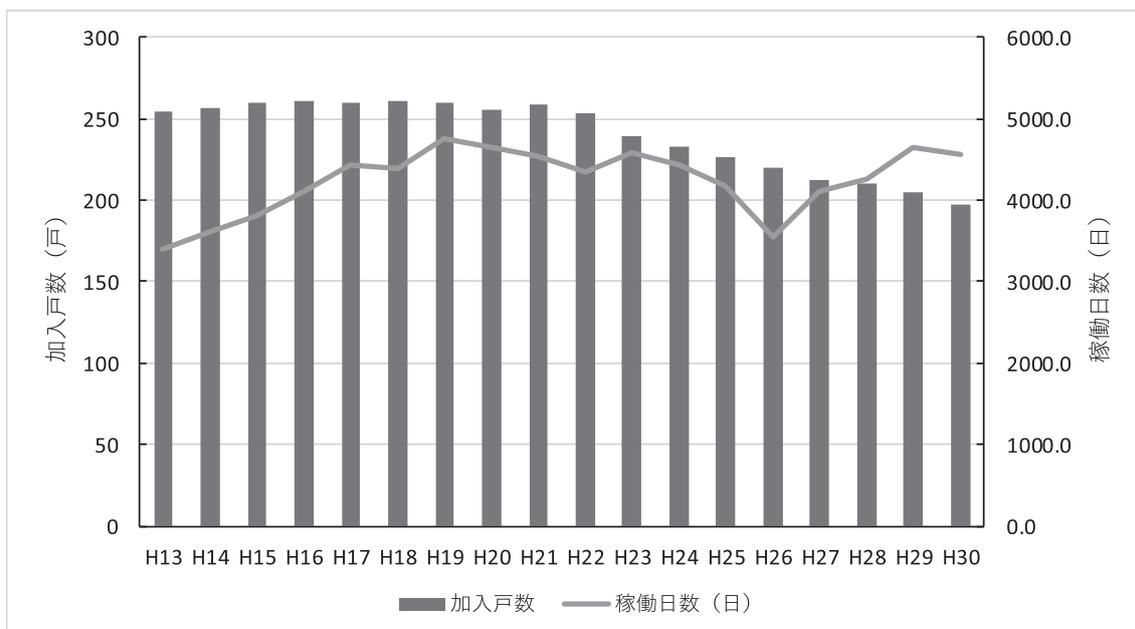


図2 加入戸数と利用日数

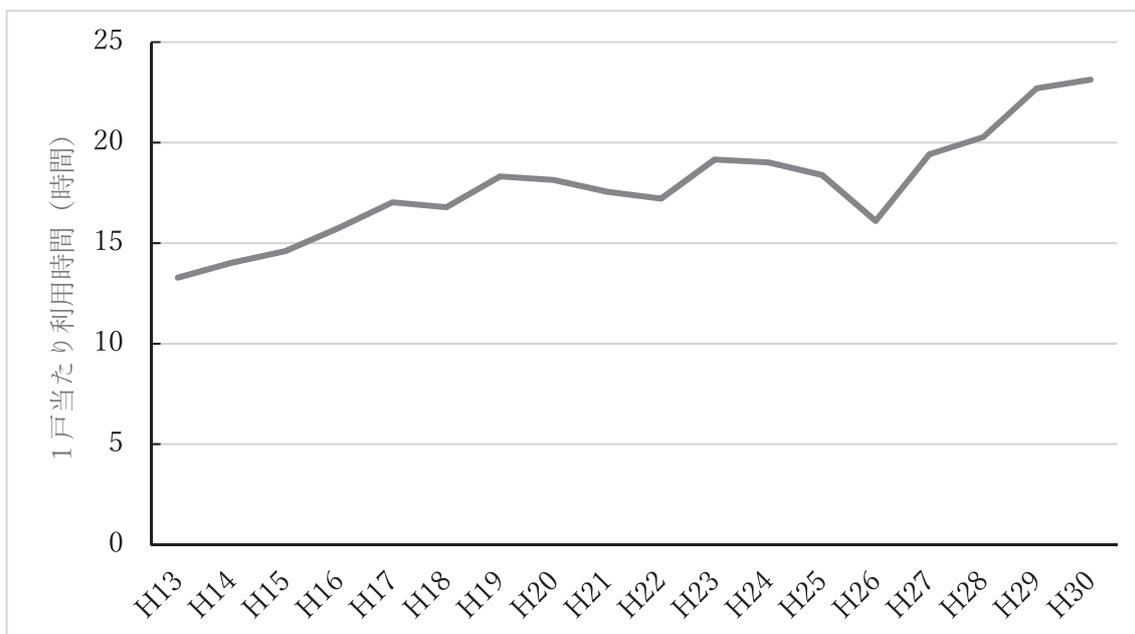


図3 1戸当たりの酪農ヘルパー稼働日数

表 1 酪農ヘルパーの傷病時利用

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
傷病利用件数	48	68	71	68	63
傷病利用人区数	351.5	1061.5	1147.5	807	860.5
1件当たり利用人区数	7.3	15.6	16.2	11.9	13.7
稼働日数に対する割合	9.9%	25.8%	27.0%	17.3%	18.9%

4 酪農ヘルパーの組織体制

酪農ヘルパーの組織体制は、チーフリーダーのもとに4つの班が編成されており、各班リーダー1人、班員3～4人の計5人ないしは4人の構成となっている。この班は地区割になっておらず、3町村全域が出役対象地域となっている。ヘルパーは、大樹町（職員住宅）に住んでいることから、利用農家まで通う形になっている。

出役のシフト作成は、班のリーダーに任されている。チーフリーダーが全体のシフトをチェックし管理している。

この班体制は、1年ごとに班替えが行われ、リーダーの陣容は変わらないが班員の構成が変わる。リーダーは、5年以上の経験者で10年、20年の経験者が多い。チーフリーダーは、各班会議に出席し全体を統括する。新人の教育の指示は、チーフリーダーが出すことになっている。

5 酪農ヘルパーの利用料金と出役人数

利用料金は、「基本料金＋作業料金＋車両代＋その他業務料金」で算定される。基本料金は、1人1日当たり8500円であり、利用料金は頭数規模によって表2の通り異なる。

搾乳ロボットの普及に対応して、作業料金も設定されている。車両代は1回につき800円であり、その他業務は出役日以外の打ち合わせ料金（1回800円）、超過料金（超過30分ごとに1人1,000円）、時間外の介助料金（受精・治療1回800円、分娩1回2,500円）などである。

表 2 酪農ヘルパーの作業料金

頭数規模（搾乳牛）	作業料金（出役1人当たり）
39頭以下	10,000円
40頭以上99頭以下	11,700円
100頭以上	13,000円
搾乳ロボットと搾乳25頭以下	10,000円
搾乳ロボットと搾乳26頭以上	11,700円

酪農ヘルパー出役の受け付けは、6か月先まで可能であるが、出役日15日以

内のキャンセルは、減少した日数分の出役予定者数の基本料金が徴収される。

出役人数は、表3の通りであり、ここでも搾乳ロボットに対応した人数設定が導入されている。また、地域の多頭飼養の生産構造に合わせて、畜舎の数に合わせた出役体制がとれるように設定されている。

表3 酪農ヘルパーの出役人数

頭数規模 (搾乳牛)	出役人数
25 頭以下	1 人出役可能 (1 日 4 時間以内)
26 頭以上 60 頭以下	2 人以上必要な人数
61 頭以上 90 頭以下	3 人以上必要な人数
91 頭以上	4 人以上必要な人数
搾乳ロボット施設	2 人以上必要な人数
1 牧場 2 畜舎以上	1 畜舎 2 人以上 (1 日 4 時間以内は 1 人出役可能)

6 酪農ヘルパーの待遇

賃金は月給制で、高卒 16 万円、短大卒 18 万円、大学卒 20 万円が基本であり、昇給は年に 1 回で 4 月昇給となっている。賞与は年 3 回であり、6 月 (1.5 か月分)、12 月 (2.0 か月分)、3 月 (0.5 か月分) となっている。社会保険は、労災保険、健康保険、厚生年金に加入しており、退職金制度も整備されている。また、チーフリーダーには 2.7 万円、サブチーフリーダーには 2 万円、リーダーには 1.2 万円の職務手当が毎月支給される。

これに加えて、扶養手当は配偶者扶養手当が 1 万円、子供等は 1 人につき 3 千円となっている。住宅手当は、月 5 千円であるが、次に示すように職員の住宅が完備されている。

職員の住宅も確保されており、事務所の 2 階に 6 室の寮と平成 27 年に建築した職員住宅 1 棟 12 戸がある。ヘルパーが負担する家賃は月 2.5 万円であるが、住宅の取得維持で組合としては月 3 万円程の費用の負担となっている。基本的に新人は事務所 2 階の寮に入る。寮では平日朝・夕の食事を提供している。これも朝食 400 円、夕食 450 円と酪農ヘルパー側が負担する食事代を低く抑えている。

当組合では、酪農ヘルパーの確保・定着には住宅環境を整備することが重要であるとともに、ヘルパーの健康管理の観点からも食事を提供することが重要と考えられている。

また、新人には就職準備金として赴任時に 10 万円が支給されている。採用後 2 年以内に退職することになった場合は、半額を返還することになっている。

7 財政状況

当組合の収支を示したものが表4である。

当組合は、大樹町、幕別町、広尾町の3自治体から600万円の助成金と大樹農協、虫類農協、広尾農協の3農協から600万円の負担金を受給している。酪農経営支援総合対策事業の補助金を合わせると2000万円を超える補助金・助成金となっているが、これらは収入総額の15%程である。酪農ヘルパーの雇用に関わる管理費、保険等の業務費、車両費、事務費など直接的サービス提供に関わる支出額は106,620千円であり、利用料金と賦課金の110,229千円でカバーされている。つまり、酪農ヘルパーサービスに関わる直接的な費用の部分は自賄している構造となっている。

表4 収支状況（平成29年度）

収入			支出		
利用料金	88,543,330	65.1%	管理費	97,152,198	71.4%
賦課金	21,686,082	15.9%	業務費	2,580,820	1.9%
補助事業	8,787,945	6.5%	車両費	6,186,744	4.5%
助成金	6,000,000	4.4%	事務費	700,953	0.5%
負担金	6,000,000	4.4%	活動推進費	4,858,309	3.6%
雑収入	5,002,515	3.7%	会議費	11,776	0.0%
			研修費	783,410	0.6%
			負担金	412,200	0.3%
			雑費	23,333,462	17.2%
収入合計	136,019,872	100.0%	支出合計	136,019,872	100.0%

8 情報の伝達と共有

酪農ヘルパーと出役先農家との打ち合わせは前日に実施される。出役が朝・夕型であるため、朝の作業が終わってから午前10時30分頃に翌日入る農家に向いて、打ち合わせを行い、それから事務所に戻るといった形をとっている。ただし、1人出役で作業を家族とする場合は、打ち合わせ省略している。

その打ち合わせに用いられる資料が「打ち合わせ記録簿」である。農家の作業手順が書かれたページと畜舎の配置図が描かれたページがあり、必要に応じて写真が添付されている。また、施設、機械の型式が載せてあるページもあり、作業上の注意事項なども書かれている。各ヘルパーはこのコピーを持参して作業の確認をする。

この「打ち合わせ記録簿」の一例を示す（下図）。作業手順が夕方からとなっているが、これは以前ヘルパーの出役が夕・朝型だった名残である。

こうした情報を電子化してタブレット利用することも考えられるが、現時点では紙ベースで行っている。タブレットの持ち込みは作業に支障をきたすこともあり、タブレットやスマートフォンの利用は作業に集中していないとみられ

ることもあって、現時点では禁じられている。

また、牛体スプレーは誤認を防ぐために統一したものを使うようになっている。

利用者番号	氏名
247	[REDACTED]

打ち合わせ記録簿

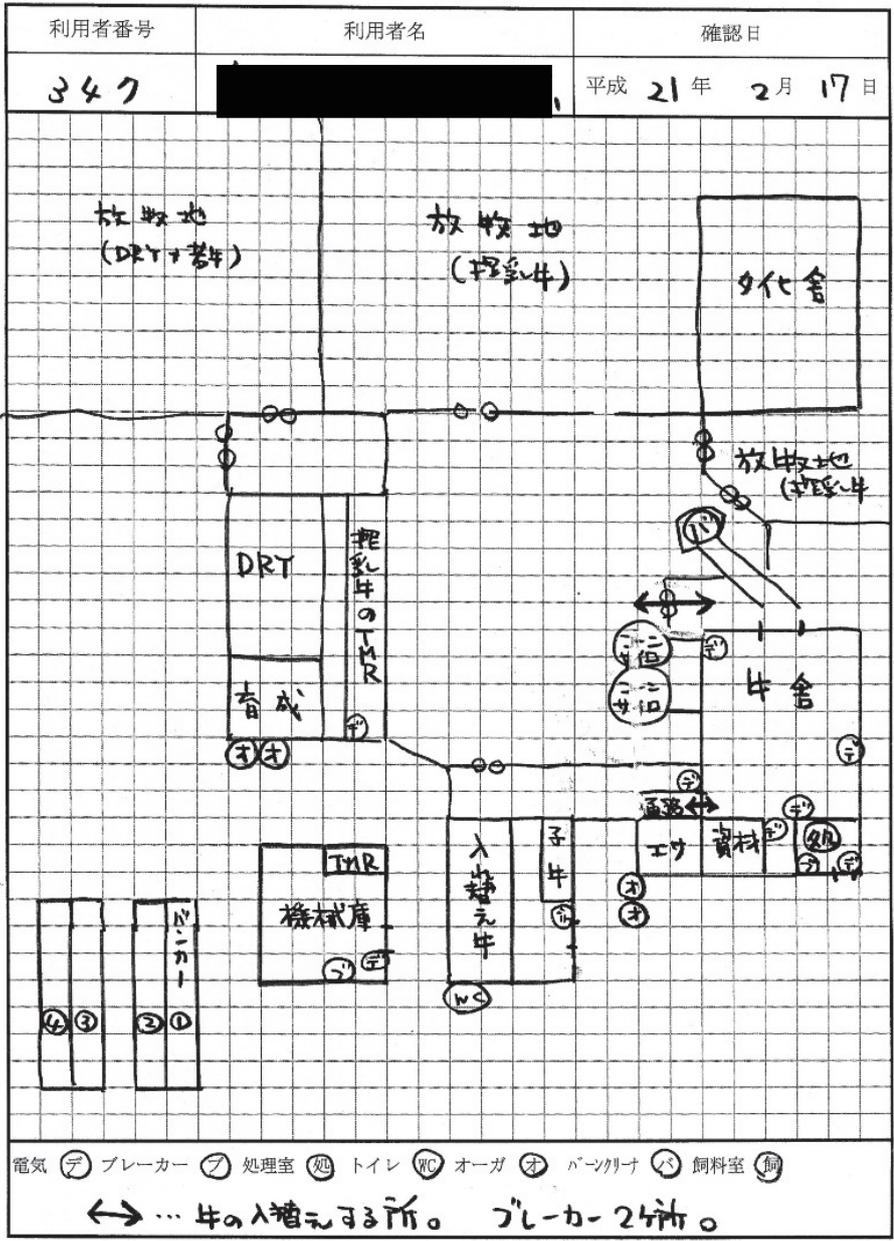
作業日 7月10日(晴) ~ 7月11日(晴)

時間帯	親牛	育成・哺育
夕方	キープ(1杯)	
16:00	牛入れ (34頭) 与前から入れ込む 10Lポ(1杯)	残りの牛を追い込む
搾乳	10Lポ(餌やり) + 哺育 (毎回2杯)	
	搾乳 (入れ替え時 2杯)	首に白いチェーンは未経過
17:00	牛出し (仕切った10Lポの扉を開ける)	シロイネテラップ → キックイン 足 1 バケット 緑コーン → 3杯(後方)
	牛舎内 グラスサレージ 片側1台ずつ (2杯)	
	掃除	
朝	夕方の仕事の他に牛出しの後 飼槽掃除 バンクリーナー 通路にタンカル ボックス	② 外回り ~~~~~ 飼槽掃除して 緑色牛舎の左側やる 残餌を北側奥へ 緑色牛舎右側 バケット 1杯
搾乳	隅りに餌やりし 真ん中の餌場に 緑コーンの配合 1頭1杯	真ん中 左側 バケット 2杯 → (1杯目の程) 右側 " 3杯
		牛舎内 バケット 1杯
昼		三輪に バケット 2杯 (2台)

※牛の体調が悪いときは、必ず家の人の判断を仰いでから対処すること。勝手な対処はしない。

◆ミルカー 前洗浄 フィルター 牛乳回収 後洗浄	自動 (16:00) (4:30) しない・する 湯・殺菌() 毎回交換・再使用() スポンジ・なし 洗剤(250) アルカリ・酸性() 酸性()	◆バルク 洗浄 殺菌 冷却スイッチ カクハン	アルカリ・酸性() 酸性() しない・する()
◆タオル タオル 殺菌剤 洗濯	頭1布・その他() 洗えない・いれる() すすぎのみ・洗剤使用()	◆集荷 ◆カトラリー ◆バケット ◆クウォーター ◆分娩予定牛	日 7時5分~ 夜 ON・OFF 朝 ON・OFF 哺乳用 頭 廃棄 頭 哺乳用 頭 廃棄 頭
◆搾乳 順序 先搾り 搾り切り デバッグ グデバッグ	奥から・手前から 搾って戻してやる しない・する() しない・する() しない・する(原液・倍希釈) しない・する(原液・倍希釈)		

畜 舎 図





飼育場所（繋留）	対尻式スタンション	
搾乳施設（ユニット）	パイプライン	
ミルクメーカー	ALFA-LAVAL	
バルクメーカー（容量）	オリオン	
バケツ（数）	あり(1)	
クォーター（数）	なし	
作業機 メーカー	ミキサー	
	餌シヨベル	日立(バケツ付け替え)
	糞シヨベル	日立(バケツ付け替え)
	給餌車	
	トラクター	
	その他	ポブキャット
給餌方法	牛舎内-手やり、外-ポブキャット	
除糞方法	牛舎内-バーンクリーナー、外-シヨベル	

「事故歴、注意点等」

- ・放牧時、電牧のやぶれに注意。
- ・ゲートの閉め忘れに注意。

9 酪農ヘルパーの確保・定着への取り組み

ヘルパーの業務を明確化し、要望が出される作業についての料金等の規定をして作業条件を整備していることに加え、給与・賞与の面、社会保障の面でも劣る印象をもたれないような配慮がなされている。

さらに、経済面だけではなく住宅環境を整えること食事の提供といった生活面での充実を力を入れている。この点は、ヘルパー要員確保に欠かせない条件と考えられている。

また、ヘルパー相互の親睦を深めモチベーションを上げるために、月1,000円の積み立てをして忘年会など各種行事を行っている。また、社員旅行を2班に分けて実施している（交替業務）。

新人の指導等については班のリーダーや一緒に出役するメンバーによって違いが生じないように、チーフリーダーが統括して指示を出している。

ヘルパーの確保のために、昨年度からは、十勝管内酪農ヘルパー組合連絡協議会とは別に独自で学校訪問を実施して、酪農ヘルパーという職業の理解を広め、人材確保につなげるための取り組みを行っている。そのためのポスター等も独自で作成している。

十勝の中でも酪農ヘルパーの確保・定着がうまく行っている組合と目されている。こうした条件整備と広報活動は参考になると考えられる。



1 6畳～8畳の部屋が3室あります。各部屋にストロープ押し入れが備わっています。



1 食堂兼ミーティングコーナーです。職員の間さんの情報交換の場として利用されています。
1 シャワー室2箇所と洗濯機2台が設置されています。



酪農ヘルパー正職員募集

HOKKAIDO
南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合



1 事務所兼倉庫(2階)の全景 1階左側が事務所 2階部分が職舎になります。玄関右側が管理人室です。



1 田舎(約236軒)から仕事をきめるに企業



1 職員住宅(デヴィアージュ南十勝)ができました。1棟12戸



1 階窓から見える風景は最高。 1 階間から眺めるキッチン。

「酪農ヘルパー」は、毎日牛乳を生産している酪農家が休日を取る時に、酪農家に代わって搾乳や飼料管理などの作業を行います。
また、病気や怪我などの理由で、長期に労働力が必要とされる農場へのサポートとしても大切な役割を果たしている仕事です。

- 実際の作業では、利用農家と事前に作業上の注意点を打合わせます。
- 基本的に2～3人体制で夕方3時間30分、朝4時間(1日7時間30分)位の労働作業です。
- 休日は4週6休に相当する日数(年間100日)及び有給休暇があります。【南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合】

- 1.組合の活動範囲 大樹町・広尾町・幕別町忠球地区(組合員戸数R1→196戸)
- 2.労働保険、社会保険などの整備状況(労務・雇用・健康・厚生年金・退職金制度)
- 3.給与体系
 - ・資金形態 月給(高卒160千円、短大卒180千円、大卒200千円)
 - ・昇給制度 定期(年1回4月)
 - ・賞与の支給 年3回給与4ヶ月分(6月15 12月20 3月05)
 - ・その他の手当 役付手当、住宅手当、特別賞与(3月に最大1.2万円)
 - ・採用時の試用期間、最長6ヶ月以内
 - ・就職する直前に内定者に対して「就職準備金」制度を設けました。
- 4.職員寮(事務所2階全6室)
 - ・家賃 25,000円～26,000円(電気、水道、灯油、ガス含む)
 - ・食事 平日2食(給400円、夕450円)
- 5.職員住宅(1棟12戸)・家賃 25,000円(光熱水費入居者負担・共用部事業所負担)
- 6.ヘルパー車・19台リース (参考) <http://www.ja-hkpc.or.jp/about/saiyo.html>

住宅環境をアピールした酪農ヘルパー募集広告

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」現地調査員
 (龍谷大学農学部食料農業システム学科 教授 淡路和則)

佐呂間町酪農ヘルパー利用組合

調査実施年月日	令和元年9月6日
所在地	北海道常呂郡佐呂間町字永代町57番地
代表者氏名	長瀬哲也
設立年月日	平成17年4月1日
組織形態	任意組織
業務方法	出役調整、利用料金の徴収等の事務の一部（利用料金の徴収、給与事務、補助事業、組合収支、税務）を、佐呂間町農業協同組合（以下、佐呂間町農協と言う）に委託して実施

1. 利用組合の沿革

佐呂間町は、オホーツク海に面し、サロマ湖に沿って東西に細く開けた丘陵地帯にある。

町の基幹産業は、サロマ湖での養殖を中心とする漁業、広大な森林資源を利用した林業、そして恵まれた広大な大地で営まれる酪農を基盤とする農業が中心の第一次産業が主体となっている。

農業の中では酪農が盛んで、平成28年度の町の農業生産額9,433百万円のうち、生乳の生産額は4,262百万円で45.2%を占めている。

一方、酪農家戸数は、平成17年の141戸から、平成31年4月には77戸となり、この15年の間に約半分まで減少した。

このような中で、酪農ヘルパー事業は、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の創成期の平成3年、佐呂間町農協の事業の一つとして、専任ヘルパー2名でスタートし、その後、平成16年まで農協営で事業を行ってきた。

当時、佐呂間町農協は、酪農ヘルパー業務の他に、人工授精業務や肉牛肥育センター等、多様な事業を展開していたが、農協合併の話もあり、農協の事業をスリム化しようという動きの中で、まず、平成16年に人工授精業務を遠軽地区農業共済組合に移行し、続いて平成17年に酪農ヘルパー事業も、佐呂間町酪農ヘルパー利用組合（以下、利用組合と言う）に業務を移行し、以降、利用組合が事業を運営している。ただし、業務移行後も、農協の職員が事務局として残り、引き続き事務局機能は、農協が担っている。

2. 利用組合の概況

活動範囲は佐呂間町内

(1) 管内酪農家戸数 77戸（令和元年8月1日）

利用組合参加戸数 77戸（令和元年8月1日）

互助組織参加戸数 76戸217名（令和元年8月1日）

管内の酪農家の平均搾乳頭数は50～60頭で、メガファームやギガファームといった大型経営はない。

(2) 専任ヘルパー職員数と年齢構成

表1 専任ヘルパー職員数と年齢構成

年齢	40代	30代	計
人数	4名	3名	7名

平成30年は、専任ヘルパー8名体制であったが、年末に1名が退職し、現在は7名である。年齢構成を見ると、表1のとおり、全員が40代、30代で、経験年数も1名を除き5年以上の中堅・ベテランが中心の構成となっている。

要員数の過不足については、当利用組合のヘルパー出役は、ほぼ2名体制で行われており、その意味では専任ヘルパーの数は偶数が都合良く、現状1名不足という状態である。

専任ヘルパーの雇用に当たって、当利用組合では、友人、知人の紹介でヘルパーになるケースが多く、今の専任ヘルパーはほとんどがそのような形で採用しており、その結果、全員が道内出身者である。

(3) 専任ヘルパーの月間平均出役日数

専任ヘルパーは月6日間の公休が定められており、月平均稼働日数は24日間となる。

(4) 専任ヘルパーの出役地区割

専任ヘルパーの担当地区は、全町が対象であり、特に担当地区は決めておらず、班分けもしていない。

(5) 臨時ヘルパー数

臨時ヘルパーは現状6名が登録されている。

臨時ヘルパー登録者の内訳は、専任ヘルパーのOBが1名、酪農家の後継者が2名、畜産農家が1名（和牛繁殖、ホル肥育、畑作）、乳検の検定員が1名、臨時ヘルパー専業が1名となっている。

(6) 臨時ヘルパーの出役する状況

臨時ヘルパーに出役を依頼する状況は、専任ヘルパーの休暇取得時と、子供の学校行事や夏休み、土日等、利用が多くなる時期に、急に傷病や葬儀での利用申込みが入り、専任ヘルパーだけでは対応できなくなるような場合である。

(7) 農協職員の臨時ヘルパー対応

当利用組合の特徴として、佐呂間町農協の畜産担当職員が臨時ヘルパーとして出役している点を上げたい。

農協職員が出役するケースは、臨時ヘルパーも頼めず、専任ヘルパーも対応出来ないような時であるが、農協職員の技術レベルが人によって違うため、

必ずしも一人前の対応ができるわけではないが、補助の代わりとして、搾乳以外の餌やり等飼養管理を応援するという形でヘルパー業務を行っている。

その結果、農協の畜産担当として、酪農家との個人的なつながりもでき、酪農家の仕事を理解することにもなり、農協職員にとっても酪農家にとっても、双方にメリットが生じている。

(8) 組合全体のヘルパー利用日数の推移

表2 酪農ヘルパー利用の推移

	28年度	29年度	30年度
管内酪農家戸数	85	82	79
利用組合参加戸数	85	82	79
利用農家戸数	79	73	76
専任ヘルパー員数	6.67	6.75	7.42
休暇取得のための出役回数	673.50	783.00	826.25
葬儀のための出役回数	42.75	7.25	11.25
疾病 //	201.75	285.75	205.75
慶事 //	3.00		
法事 //	2.50	0.50	3.00
研修 //	79.00	44.25	33.50
割当 //	34.00	9.50	52.00
合計	1,036.50	1,130.25	1,131.75
うち傷病事業対象	198.25	278.50	203.50
専任出役回数	865.75	935.50	997.00
臨時出役回数	188.25	194.75	134.75

佐呂間町酪農ヘルパー利用組合総会資料より

酪農ヘルパー全国協会の利用実態調査によると、当利用組合の、組合員1戸当たりの年間ヘルパー利用日数は20日～21日程度で、全国平均の22.79日(平成29年度)より少ない状況にある。ただ、組合員のヘルパー需要は増加しており、需要があるにも関わらず、専任ヘルパー不足から、酪農家の利用希望に応えきれない状況が、このような数字になっていると考えられる。

(9) ヘルパー需要の傾向

表2のとおり、ヘルパーの出役回数は、毎年増加傾向にあり、その内容を見ると、休暇取得のためのヘルパー利用が増加していることがわかる。酪農ヘルパー全国協会の調査に対する当利用組合の回答を見ても、最近では、リフレッシュ休暇や家族旅行、子供の学校行事でヘルパーを取る酪農家が増えていると回答されている。

このような形での利用が増えてきた背景は、一つには各酪農家の経営規模が大きくなり、金銭的な余裕が出てきたこと、二つには、酪農家の世代交代が進み、ヘルパーをとって子供や家族と出かけることに抵抗がなくなってきた事が挙げられる。

3. ヘルパー利用について

(1) 利用形態 朝・夕 型

従来は、夕・朝の利用が多かったが、当利用組合では、半日利用も可能であることから、朝・夕、夕・朝のどちらでも構わないということで対応している。その結果、朝と夕で違う農家に行くケースもあり、3日間のうち全部違う農家に行くということもあった。さらに、ヘルパーの立場では、まる1日の休みが欲しいということもあり、半日利用ではなく、1日利用にしてもらえば仕事のローテーションが組みやすいことから、朝から夕という利用の仕方に統一を図っている。

因みに、半日だけの利用の割合は、月に数回程度とのことで、半日の申込みでも一日利用への変更を依頼している。

(2) 利用予約方法（早期予約とヘルパー休日の関係）

① 通常利用予約受付期間

事業規程によると、ヘルパー利用の予約は、翌月分について前月20日までにFAXで利用組合に申し込むことになっているが、通常利用の予約は、現状、受付開始日はフリーになっており、春休みや夏休みのヘルパー利用の予約が集中する時期などは、1年前からでも予約が入っている状況である。特に、ここ4～5年は、数ヶ月前の申込みでは予約が取れないことから、どんどん申し込み時期が早くなってきており、今は1年以上前から申し込むようになってきたとのことである。

このような背景には、1日4件（専任8名としても、2名出役で4組）しか対応できないこと、ヘルパー受付が完全に早い者順になっていることが挙げられる。

なお、予約状況、空き状況は、農協に来てわかるが、農協のホームページ（農協の組合員専用のページ。ログインには、ユーザーIDとパスワードが必要。）でも予約表の確認ができるようになっている。

申込方法は、前述のとおりFAXによる申込み（様式は別添1のとおり）としているが、電話連絡では、日にちを間違える等のトラブルが発生する可能性があり、これを避けるためである。

② 結婚式・法事等特別な行事の予約

ヘルパー利用申込書には、利用目的理由を記入するようになっているが、前述のとおり、理由は無関係に、申し込み順に、早い者優先で受け付けている。

但し、葬儀などの場合は、ヘルパーが自分たちの休みを潰してでも出役を

したり、時にはダブルヘッダーをしながらでも対応するようにしている。その場合、既に申込みを受けた出役依頼を変更することはないが、ダブルヘッダーで対応できるよう、事情を説明し、出役時間を早めてもらうなど調整を行っている。

③ 出役調整日

調整日は、前月の中旬と下旬の2回。

④ 出役調整の担当者

出役調整は、ヘルパー主任だけが調整するのではなく、専任ヘルパー全員で出役調整を行っている。1ヶ月に2名の調整担当を決め、半月ずつ担当を割り振り、半月単位で調整している。ヘルパー全員が交互に調整を担当することで、出役先農家に偏りが生じなくなり、専任ヘルパーが皆平等になるような調整が可能となっている。

事務局は申込みの受付業務のみで、農家への連絡もヘルパーで行っている。

⑤ 利用日が重なった場合の調整方法

前述のとおり、あくまで申込順。

⑥ 専任ヘルパーとの出役計画連絡方法

ヘルパー自らが出役計画を作成している。

⑦ 緊急出役が発生した場合の手配順序は？

- i) 臨時ヘルパーに依頼
- ii) 専任ヘルパーの出役先変更
- iii) 休日予定の専任ヘルパーへの休日変更依頼
- iv) 外部に応援を依頼 (JA 職員、酪農家等)
- v) 通常利用予定の酪農家への変更や中止依頼

(3) 利用料金体系

ヘルパー利用料金は、基本料金として、出役ヘルパー1名1日当たり16,000円(税別)プラス車輛費1日1台当たり1,800円(税別)、超過時間1時間当たり2,500円(税別)となっている。

半日利用の場合は、半額となる。

なお、ヘルパー出役人数は、飼養頭数規模で決まっており、総頭数30頭までは1名出役、それ以上は2名出役、100頭以上は3名以上となっている。

また、搾乳ロボット導入先が1件あるが、240頭がロボット搾乳で、他にアブレストパーラーでの搾乳が30頭と、旧つなぎ牛舎で30頭程度の搾乳があり、これらの対応と、餌やり、ロボットに入らない牛の追い込み作業等があることから、ヘルパー利用料金は、同額をもらっている。

(4) 賦課金(年会費等)がある場合はその額の決め方と改定頻度

賦課金は戸数割(全戸平等同額)プラス出荷乳量割となっており、1戸当たり戸数割は15,000円、出荷乳量割はキロ当たり4銭である。ただし、戸数割については、ここ数年、ヘルパー事業の業績がよく、5,000円としている。

(5) 現在の利用料金の決定時期とその合意方法（決定に対する酪農家の理解）

平成 29 年に現在の料金体系になった。以前は頭数割も取り入れていたが、ヘルパー 1 名出役にはこれだけコストがかかるということで、シンプルな料金体系とした。

現在の料金体系に対する組合員からの不満はないが、ヘルパーが取れないという不満があり、むしろ、ヘルパーの給料を上げて、利用料金を上げてもいいから、必要なときにヘルパーを利用できるよう、ヘルパーを雇って欲しいという声があるとのことであった。

4. ヘルパーの就業関係

- (1) ヘルパー就業規則 有
ヘルパーの労災保険、雇用保険、健康保険 有
ヘルパーの年金制度、有 退職金制度 有

- (2) ヘルパーの所属部署 利用組合職員

(3) ヘルパーの基本的勤務時間

(朝 5 時 00 分 ~ 9 時 00 分 夕 16 時 00 分 ~ 20 時 00 分)

基本的勤務時間は、上記のとおりであるが、2~3 件の農家は、朝が遅く夜も遅いというところがあり、場合によっては日付を跨ぐ場合もあり、ヘルパーの就労環境や、ヘルパー職員の定着を考えた時、酪農家の意識改革が求められる。

(5) ヘルパーの通勤時間（自宅から出役牧場までの平均的距離と時間）

ヘルパーの平均通勤時間は、概ね 20 分くらいで、通勤距離は 10~15km 圏内である。最も遠い場合でも通勤時間は 30 分、通勤距離は 35km とのことである。

(6) ヘルパーの給与体系

- ・給与 月給制
- ・昇給の有無 あり 定期昇給
- ・賞与 あり 年 2 回
- ・その他の手当 あり
 - 役付手当 = 主任手当
 - 職務手当
 - 家族手当
 - 住宅手当
 - 超過勤務手当
 - 期末手当

技術指導手当

当利用組合の専任ヘルパーには、役職があり、役職に応じて手当が支給されている。

主任は1名で、主任は、ヘルパー申込みの受付、ヘルパー利用料金の精算、各種決裁、業務総括、苦情対応の役割を担っている。

また、主任の下に副主任（旧名称は指導担当）が1名おり、主任を補佐している。

5. ヘルパーが行う酪農家別の作業手順書（酪農家台帳）の整備について

(1) 酪農家台帳

農家台帳は、別添2のとおりで、搾乳頭数、牛舎レイアウト、搾乳、給餌、飼養管理作業関連機器の整備状況が記入されている。

台帳に記載されたデータは、牛舎をリフォームした場合や新築した場合等、牛舎レイアウトに変更があった場合と、機械が変わった場合に更新される。

(2) 作業手順書

当利用組合には、台帳的に整備された作業手順書はない。しかし、作業手順や注意すべき事項を確認し、トラブルや事故が起きないようにするためのルーティーンが確立されている。それは、別添3の搾乳用引継用紙及び別添4の確認表（チェック表）を活用した入念な畜主との事前打ち合わせの実行である。

農家との事前打ち合わせは、出役日前日の朝に、ヘルパーと畜主で作業手順を確認しながら行う。

打ち合わせ当日は引継書を持参し、ヘルパーが打ち合わせ時に、現場で聞き取りをしながら引継書に記入するが、まず、牛房ごとの耳標番号を全頭記入し、次に注意事項等を記入する。つなぎ牛舎は、どの牧場もほぼ同じ手順で作業をして行くが、引継書に手順も書いている。したがって打ち合わせはかなりの時間を要するが、その方がしっかり確認ができて、わかりやすいとのことである。

さらに引き継ぎ終了後、畜主と一緒に牛舎をもう一度回って確認するが、畜主も間違いがあるので、この確認行為は重要であるとのことであった。

なお、作業手順の記入に関しては、当利用組合のヘルパーはベテランが多いので、基本、各農家の作業手順は頭に入っているが、やはり新人が入ったときには、作業手順の記載が役に立つとのことである。

6. 新人ヘルパー職員に対する指導体制等

(1) ヘルパー未経験者に対する指導期間と指導方法について

当利用組合の場合、未経験者の採用に当たっては、まず農家で約3ヶ月研修し、その後、役員牧場を回って約1ヶ月研修する。さらに専任ヘルパーに同行して研修するが、この間、約5ヶ月は必要で、この5ヶ月間を経過し

た時点で、専任採用を前提にした専任補助という形で採用し、トータルで約1年経過して専任ヘルパーとして採用するという形をとっている。

(2) 独り立ちに当たってのチェック、見極め方法

専任補助から専任になる見極めは、主任プラス役員で行っている。

(3) ヘルパー未経験者の指導期間中の給与等の処遇

研修期間中の給与体系は、専任採用後とは異なり、日給での支払いとなっている。研修期間が終了して、専任補助になると1ヶ月16日分の給与が保証され、それ以上は、仕事の有る無しで増減するので、給与は一定にはならない。このため、最初のうちは1ヶ月20日以上出役すると、専任になっての月給より手取りは多い。

7. ヘルパー職員の定着化とモチベーションを維持向上するための取組み

(1) 広域でのヘルパー間の交流

オホーツクの地域として、ヘルパー間の交流を推進するため、3年前から年に1回交流会を開催しており、今年も開催予定で、今後も定期的に開催を予定している。

(2) ヘルパーと組合との意見交換、役員、酪農家との交流について

当利用組合の役員は、会長1名、副会長2名、監事2名の計5名であるが、年2回、役員とヘルパーで会食し、意見交換をする場を持っている。

また、毎年2月に、ヘルパー個人ごとに役員面談を実施し、意見や悩み等を吸い上げる場を設けている。

(3) ヘルパー利用組合としてのイベント等の有無

当組合としては、職員間の研修ということで、毎年1回、職員研修旅行を行っている。1泊2日の日程で実施しているが、ヘルパーの需要もあり、全員同時にというわけには行かず、2班に分けて開催している。

(4) ヘルパー同士の意見交換や交流会の開催

月二回の出役予定を組むときが、ヘルパー同士の意思疎通の場になっており、ミーティングを兼ねている。

(5) 研修への参加

専任ヘルパーとして新採用になった時は、酪農ヘルパー全国協会主催のヘルパー新人研修には必ず参加させている。

8. 利用組合としてのヘルパー募集方法について

(1) ヘルパー募集方法

- ① 農業大学校等への募集・求人票提出
- ② ネット求人
- ③ 利用組合員の紹介

農業大学校等への募集・求人票提出先は、現在、酪農学園大学1校のみとなっている。

インターネットを利用した求人募集は、アグリナビに募集掲載を行っている。また、農協本体は第一次産業ネットを利用している。

アグリナビに関しては、求人募集を掲載している利用組合も多く、また、組合員の中でも従業員募集で載せている人がいる。しかし、応募はあるが、応募者の質に問題があり、現在は中止している。

ハローワークは、求人募集を出しても応募がなく、現在は活用していない。

(2) ヘルパー募集に当たっての地域の課題

オホーツクの地域の利用組合として、ヘルパーを募集するに当たり、各利用組合間で雇用条件の格差があり過ぎるので、賃金的な統一を図るため、例えば、初任給を統一しようという動きがでてきている。しかし、各利用組合間で財政事情が異なり、町や農協からの補助金が出ている組合がある一方で、補助金一切なしで利用組合を運営している所もあり、その結果、利用料金も、組合間で差が生じている。

また、現状、初任給が高くても、そこから昇給がないという組合もあれば、初任給はそれほど高くないでも、毎年、少なからず昇給していくという組合もあり、初任給の統一だけでは、ヘルパー要員確保に結びつきにくいという課題が残る。給料体系全体で、例えば年代ごとに給与指針を作っていくことが求められるが、今後の議論が注目される。

9. 傷病発生時の対応

(1) 傷病発生時における出役ヘルパー体制について

傷病時のヘルパー出役人数は、基本的に1名である。2名出役の場合は、傷病事業対象は1名で、もう1名は一般利用になる。

(2) 統一互助会の傷病利用時の日数制限を超える場合の対応について

北海道の統一互助会では、傷病利用時の日数制限は60日という規定がある。

統一互助会に加入する前は、佐呂間町独自で互助会があり、当時、傷病利用の日数制限枠は90日であった。そこで、現在、60日を超えると、佐呂間互助会制度を利用して、統一互助会60日、佐呂間互助会30日という形で、最大90日まで傷病対応ができるようになっている。

補助額は、統一互助会と同額の1日当たり1万円。ただ、最大90日まで利用するようなケースは、年に1～2件あるかどうかというところ。

財源は、旧サロマ互助会の積立金が残っていたのを利用してはいたが、現在は積立はやめて、単年度会計として、利用組合の単年度費用で見ている。単

年度で不足が生じる場合は、組合員全員から徴収することになっている。

(3) 傷病利用と通常利用の利用料金に差はあるか？

当組合は、傷病と一般利用の料金を分けていないので、同じ料金。

10. 利用組合や農協（地域内全体）で統一的に取り組んでいる衛生管理や牛舎内作業について

佐呂間町農協独自で、抗生物質の混入事故を防ぐため、生乳中の残留抗生物質簡易検査キットであるミルクドクターを使用しているが、ヘルパーも使っており、引き継ぎに入る時もある時も、間違いが起らないよう、ミルクドクターで確認している。

11. 今後の課題と、その課題解決のために取組みについて

(1) ヘルパー要員不足

既に記したように、酪農ヘルパー利用の要望は増加しており、特に今後、子供がいる世代が経営の中心になってくると、夏休みや学校が休みの時に申し込みが集中し、それに対応しきれないという課題が挙げられている。一方で、専任ヘルパーは月6日間の休みということで、月平均24日間の稼働が限界であり、現状でも、この24日間は酪農家の希望でほぼ埋まってしまう。さらに、傷病や葬儀とか、緊急性を伴う利用申込みが立て込むと、ヘルパーは休みを失くしてでも業務に出てもらおう状況にある。

このことを考えれば、もっとヘルパーを充実させる必要があるが、現状、77戸の酪農家が、近い将来70戸を切るという状況を見据えた中で、例えば10名の専任を雇った場合、組合を維持していくためには、料金の値上げが必要になり、何名体制が適切なのかの判断が難しい。

しかし、現状7名では手不足であり、早急な増員が求められる。

(2) ヘルパー要員の確保と定着

① 組合員の意識改革

ヘルパー要員確保のためには、まず、酪農ヘルパーという職業の認知度の向上が必要で、そういう意味では、インターンシップの活用が有効であることは間違いない。

その前提として、組合員全員がインターンシップの取組みに協力し、皆がインターンシップで町に来た人を受け入れ、せっかく来てくれた人を大切に育てていくという意識を持つことが、酪農ヘルパーになろうという人を増やして行くことに繋がる。

② ヘルパーの待遇改善

酪農ヘルパーの仕事を長年続け、ヘルパーも歳をとってくれば、作業の技術は上がるが、体力面は落ちてくる。そこで、酪農ヘルパー組合を設立した時は、50歳を超えれば、給与が減ってくるような給与体系を組んでいた。今

はそうではなく、上がり幅は鈍くはなるが、少しずつ給与が上がっていく体系に変えている。

ヘルパーを生業にして、生活して行ける給与体系の構築なしには、ヘルパーのなり手不足、低い定着率の問題は解決しないと事務局は考えている。

③ 住宅問題

佐呂間町は、町内にアパートがそれほど多くなく、他所から来たヘルパーは、住むところの確保が難しい。町の公営住宅はあるが、古くて不便なので入りたがらないという状況である。

町には、佐呂間町農協が建設した「ほーぷすたーサロマ」という農業担い手宿泊施設があるが、利用対象は体験実習生や新規就農者となっており、ヘルパーは対象外である。ヘルパーだけでなく、佐呂間町農協は、外部組織を多く抱え、従業員も多いことから、各組織の従業員を広く町外から確保するためにも、住宅の整備は望まれる。

なお、酪農ヘルパーに対しては、住宅手当が最大2万円支給されている。

13. その他

(1) コントラクター事業

佐呂間町農協は、酪農経営支援のため、乳牛哺育育成センターや TMR センター、コントラクター事業を運営している。この中で、コントラクター事業は、作業として、1番牧草、デントコーン、2番牧草の収穫を行っており、作業期間は、1番牧草の収穫が、6月から7月にかけての1ヶ月間と、デントコーン、2番牧草の収穫が、8月の中頃から10月一杯までの約2ヶ月間の、合計3ヶ月間となっている。

これらの作業に、専任ヘルパーが年間120日出役されている。

ヘルパーがコントラクター作業に出役されている理由は、コントラクター事業でオペレーターを探していたが、コントラクター事業では人件費が不足していたことから、オペレーターをヘルパーで雇用し、コントラクター作業がある期間はオペレーター業務を行うという手法を取らざるを得なかったため、該当者は特定の1名だけである。

ヘルパー本体も混み合っている状況はあるが、酪農家にとって、コントラクター業務も大切という認識の上での措置である。

因みに、コントラクター事業の他のオペレーターは、農協の共同会社（株式会社サロマ農機車輛センターの整備工場）の職員であり、オペレーターだけの雇用者はいない。

(2) 養豚ヘルパー

町内に個人経営の養豚場が4軒あり、酪農ヘルパー事業が立ち上がった時から、養豚もヘルパー事業対象としていた。作業は、掃除、餌やりに加え、養豚農家が採精して保管している精液を使い、人工授精を行っている。

養豚農家からも賦課金をもらっており、戸数割と出荷頭数割で、戸数割は

12,000円、出荷割が7円／頭となっている。
因みに、年間出役日数は4日程度である。

14. まとめ

(1) ヘルパー要員の確保・定着に向けた取組

① 給与面の改善

酪農ヘルパー要員の確保・定着に向けて、各利用組合で様々な取組が行われているが、当利用組合の取組で注目したいのは、ヘルパーの給与面の待遇改善に向けた取組である。ヘルパーを生業にして、生活して行ける給与体系の構築なしには、ヘルパー不足、就業後の低い定着率の問題は解決しないという認識のもと、従来の給与体系を見直している。

また、当利用組合を含め、オホーツク管内の利用組合で、要員確保を容易にするための条件整備として、ヘルパーの雇用条件の統一が話し合われている。

② リスクマネジメントの徹底による信頼関係の醸成

就業環境整備の取組としての農家台帳の整備、作業手順書の整備については、農家台帳は整備されているが、作業手順書は、手順書という形では整備されていない。

しかし、ともすれば電話一本で済ませているケースも少なくない事前打ち合わせを、ベテランが揃っている当組合で、引継書やチェック表を使用して、ルーティーンとしてきっちり行っているところに着目したい。このことは連絡不足による事故やトラブルの回避に極めて有効であるとともに、農家とのコミュニケーションも図れ、また、事故やトラブルが原因でのヘルパーの離職防止にも貢献しており、改めて農家との綿密な事前打ち合わせ、作業引き継ぎの重要性を痛感した。

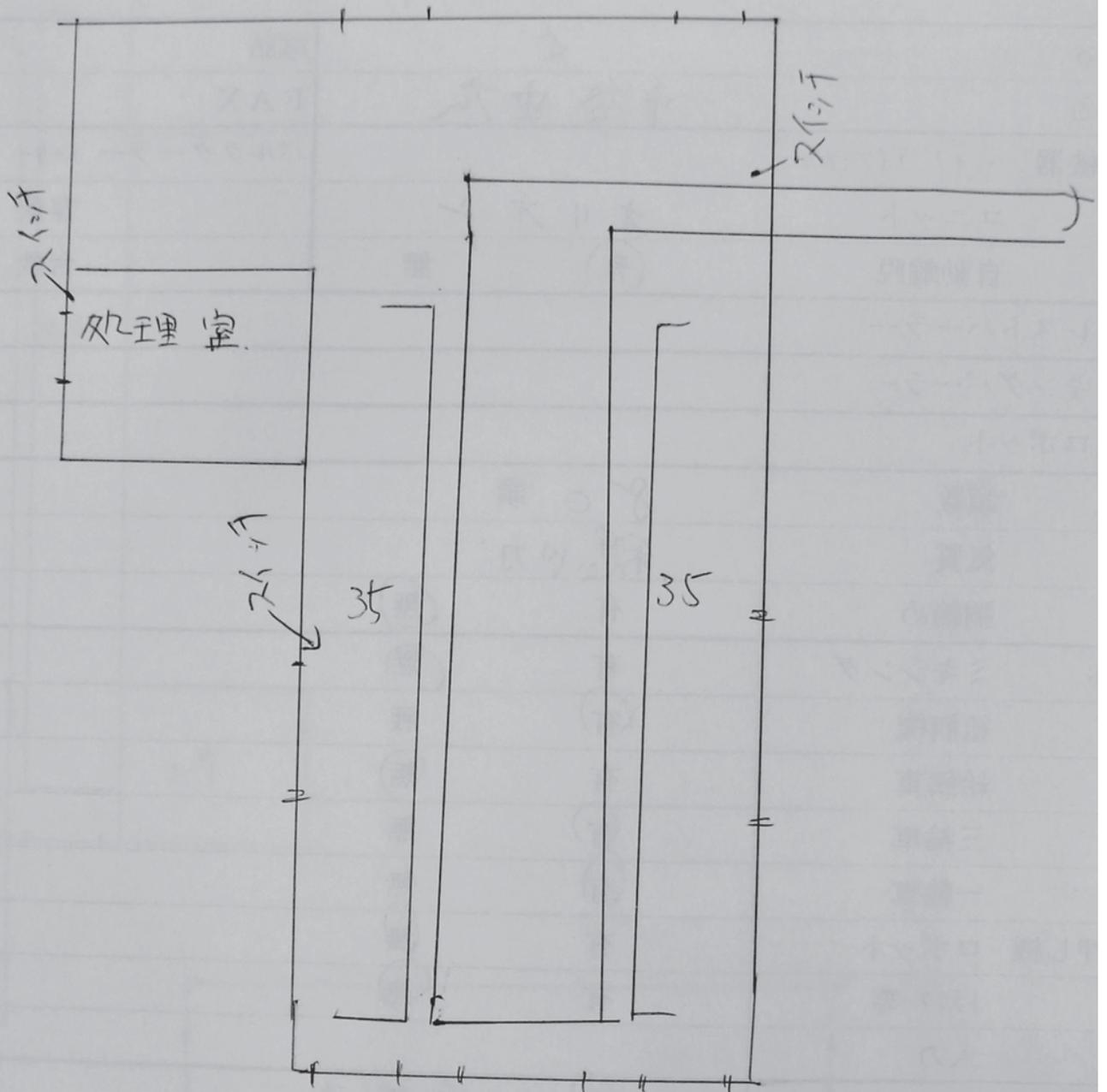
できれば引継書に記入された作業手順をデータベース化できれば、申し分ないが、これは事務局マターである。

(2) 将来の利用組合のあり方

酪農ヘルパー需要は、特に若い世代を中心に増加しており、利用料金が多少上がっても、ヘルパー増員を望む声も上がっている。利用組合としては、これらのニーズに応えるため、ヘルパーを増員して積極的な組合運営を行うのか、酪農家の減少を念頭に守りに入るのか、経営判断が求められる。

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー適正化・効率化事業」現地調査員

(一般社団法人岡山県畜産協会非常勤コンサルタント 本松秀敏)



佐呂間町酪農ヘルパー利用組合

確認表 (チェック表)

【チェック項目】

1. 胴締め個数と外し忘れ

個数		個
----	--	---

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 片締め個数と外し忘れ

個数		個
----	--	---

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 首つり頭数と外し忘れ

頭数		頭
----	--	---

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

4. 吊り上げ牛頭数と外し忘れ

頭数		頭
----	--	---

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

5. ライナーキャップ個数と確認

個数		個
----	--	---

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

6. バルクホース確認

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

7. バルク冷却スイッチ確認

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

8. 連動スタンションの確認

朝	晩								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

9. その他留意事項欄

--